

共同研究「民事裁判の現代社会における役割」論点項目

第1問 原子炉規制法に基づく原子炉設置許可の取消訴訟等又は原子力発電所の設置・運営の差止請求訴訟（以下「原発関連訴訟」という。）にかかる問題

1 福島第一原発事故を踏まえて、裁判所は、原発関連訴訟に対し、どのようなスタンスで審理・判断に臨むべきか。【提出問題1～3】

(論点)

- 裁量統制型の司法審査の枠組みを維持することの当否、審査密度の在り方
- 原子炉のリスクを判断する上で考慮すべき事項、その立証責任、証拠評価の在り方
- リスクの社会的許容性につき判断する際に考慮すべき事項（原子炉の特殊性を踏まえた費用便益比較の手法、被害の防止に関する措置の内容及び効果などのほかに、どのような事項が考慮の対象となるか。）
- 差止めによる保護を求める具体的な利益として考えられるもの

(参考資料)

最高二小昭50. 10. 24判・民集29巻9号1417頁

最高一小平4. 10. 29判・民集46巻7号1174頁

最高二小平7. 7. 7判・民集49巻7号2599頁

最高一小平17. 5. 30判・民集59巻4号671頁

最高三小平22. 6. 29判・判タ1330号89頁

仙台地平6. 1. 31判・判時1482号3頁

2 福島第一原発事故及びその後の状況は、原発関連訴訟の今後の事件動向にどのような影響を与えるか。【提出問題4】

(論点)

- 想定される事件類型、事件類型ごとの審理運営上の留意点
- 事故等が原告適格の判断に与える影響
- 事故等により得られた新たな専門的知見に起因する新たな論点
- 規制行政庁に対する一定の信頼の低下が原発関連訴訟の事件動向・審理運営に与える影響

(参考資料)

最高三小平4. 9. 22判・民集46巻6号571頁

前掲最高一小平4. 10. 29判

前掲最高一小平17. 5. 30判

3 国の原子力行政の帰趨は、原発関連訴訟の審理運営に対してどのような影響を与えるか。【提出問題5】

(論点)

- 国の政策決定が審理運営に与える影響
- 被告側が訴訟活動の方針を明らかにできない場合において、裁判所が審理運営に当たって留意すべき事項

4 判断に必要な専門的知見を適切に訴訟過程に反映させるために裁判所が留意すべき事項にはどのようなことがあるか。【提出問題6, 7】

(論点)

- 早期の段階で審理の前提となるレベルの専門的知識を習得するための工夫
- 中立公平な専門家を確保するための方策
- 当事者の主張立証活動を活性化させるための方策（裁判所と当事者との役割分担の在り方、裁判所・当事者がそれぞれ配慮・工夫すべき点など）
- 司法行政上のサポートの在り方

第2問 公の事業又は营造物についての運営の継続又は停止をめぐって複数の訴訟が行われているもの（諫早湾開門請求訴訟等）にかかわる問題

1 同一の社会的事象・原因に関して複数の裁判所に異なる訴訟が提起された場合において、裁判所間の判断に矛盾・抵触が生じたときに、それを批判する国民の声を裁判所はどのように受け止めるか。【提出問題8, 9】

(論点)

- 裁判は独立であるから判断の矛盾・抵触は当然に生じるという法律家の説明は、一般国民の理解を得られるか。
- 国民の理解を得るために、審理運営上の工夫以外に裁判所が採り得る方策としてはどのようなことがあるか。

(参考資料)

佐賀地平20. 6. 27判・判時2014号3頁

福岡高平22. 12. 6判・判時2102号55頁

長崎地平23. 6. 27判・判例秘書

「諫早湾干拓訴訟について」(送付)

2 判断の矛盾・抵触を回避するために採り得る審理運営上の工夫等にはどのようなものがあるか。【提出問題10】

(論点)

- 判断の矛盾・抵触を避ける審理運営上の工夫として考えられる方策（訴訟告知（補助参加）、併合、移送等）及びそのような方策をとる場合の留意点
- 訴訟相互間で共通の資料が統一的に提出されるための工夫

3 公共事業等を争う上でふさわしい訴訟形式（民事訴訟と行政訴訟の役割分担の在り方等）【提出問題11】

(論点)

- 改正行訴法の下において、公共事業等を争うのにふさわしい訴訟形式は何か（民事訴訟と行政訴訟の異同（訴訟物、原告適格、違法性の判断基準時、判決の効力等）とそのメリット、デメリット）。
- その訴訟において、裁判所はどのような配慮をする必要があるか。

(参考資料)

最高大昭56. 12. 16判・民集35巻10号1369頁

最高一小平5. 2. 25判・民集47巻2号643頁

前掲最高二小平 7. 7. 7 判

山田洋「道路公害差止訴訟と公権力の行使」(川上宏二郎先生古稀記念論文集「情報社会の公法学」 543 頁)

第3問 潜在的な被害者が多数存在するために一定の審理運営上の配慮が必要となると考えられる訴訟にかかる問題

1 和解の在り方

(1) 訴訟当事者以外の利害状況の異なる多数の潜在的当事者を含めた包括的和解と裁判所の機能【提出問題12】

(論点)

- これらの訴訟における司法の本来的機能の位置づけ、司法の本来的機能と政策形成訴訟で付加されている目的との関係、両者の調整の在り方
- 将来の政策の枠組み形成を内容とする和解（潜在的原告を含めた救済枠組みの合意や行政施策の実施・変更の約束など）とその前提条件

(2) 和解勧試をする際の留意点【提出問題13】

(論点)

- 和解の法形成機能と裁判所の和解勧告の在り方
- 和解のプロセスの在り方と上記訴訟における裁判所の役割（和解のタイミング、心証開示の必要性と方法、和解案の提示の方法、和解の調整の方法、実質的な交渉の場の確保など）
- 同種事件が各地の裁判所に係属する場合の和解の在り方

(参考資料)

最高二小平18.6.16判・民集60巻5号1997頁

平成23年6月28日付け「基本合意書」（全国B型肝炎訴訟原告団、同弁護団、厚生労働大臣）(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001h6p9.html>)

2 同種事件が複数の裁判所に係属する場合における裁判所間の連携の在り方等

(1) 情報共有や連携の可否、具体的な方法、限界等【提出問題14~20】

(論点)

- 当事者が有する情報と裁判所が有する情報の格差につきどのように考えるか。
- 同種事件が係属する裁判所間の意見交換や連携の必要性
- 意見交換等の具体的な方法、内容、限界等

(2) 事件の集約・集中審理の可否及びその限界【提出問題21~23】

(論点)

- 大規模庁における集中審理の可否・限界
- 特定の論点に限定した集中審理の可否

第4問 様々な訴訟全般にかかる問題

※ 以下の提出問題は、時間の関係上、第1問～第3問に関する議論の中で適宜触れる
こととする。

- 1 良質な専門的知見を訴訟過程に反映させるための方策等

【提出問題 24～28】

- 2 社会的に波及効の大きい事案につき、必要な法的観点、社会経済的事実（社会的知見）を訴訟過程に反映させるための方策等

【提出問題 29～31】

- 3 大規模訴訟の効率的な訴訟運営の在り方等

【提出問題 32～34】

以上